

愛媛大学図書館グループ学習室利用要項

〔 平成16年4月1日 〕
〔 附属図書館長決裁 〕

(趣旨)

第1条 この要項は、愛媛大学図書館利用規程第22条の規定に基づき、グループ学習室の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 グループ学習室を利用できる者は、図書館利用規程第5条第1号及び第2号に掲げる者とする。

(利用目的)

第3条 グループ学習室は、グループで学習及び研究・教育を行う場合に利用できるものとする。

(利用手続)

第4条 グループ学習室の利用は、所定の申込書に所要事項を記入して申し込まなければならない。

(利用時間)

第5条 グループ学習室の利用は、開館日とし、利用時間は別に定める。

(利用の予約)

第6条 グループ学習室の利用者は、利用予定日の1週間前から申し込むことができる。

(遵守事項)

第7条 グループ学習室の利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 利用目的以外に使用しないこと。
- 二 室内では、飲食、落書き等をしないこと。
- 三 利用した資料、移動した物品は元の位置に戻すこと。
- 四 利用後は、消灯・窓の施錠等を行うこと。
- 五 職員の指示に従うこと。

(利用許可の取消し)

第8条 館長は、次の各号の一に該当する場合は、利用を取消し又は停止することができる。

- 一 前条に掲げる遵守事項に違反したとき。
- 二 所定の申し込みに虚偽の記載があった場合。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年7月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年12月17日から施行し、平成30年9月1日から適用する。